

イギリス生命保険業の発展と個人貯蓄（その二・完）

齊藤美彦

目次

- 一、はじめに
- 二、生命保険の発展 (以上、第三五巻一一号)
- 三、機関投資家としての確立 (以下、本号)
- 四、巨大機関投資家としての生命保険 (現状)
- 五、おわりに

三、機関投資家としての確立

を発していた。

第一次世界大戦中においてもイギリス生命保険の業務は拡大した。その資金による国債の購入

ベバリッジ報告では、多くの勧告がなされたが、そのうちのひとつに簡易保険の国有化があり、これはそれまでの簡易保険にたいする批判が

反映したものであった。すなわち、過当競争により押し込み販売が行われ、結果として中途解約率が高くなっている、また、経費率が非常に高く非効率であるという批判である。これらの問題を国有化により保険料徴収を一元化することにより解決しようというのが、ベバリッジ報告の勧告の意図するところであったのである。⁽¹⁰⁾

この勧告が、戦後の労働党アトリーア政権下において検討されることとなつた。労働党アトリーア政権は、今日までその基本は維持されている国民保険制度を成立させ、種々の産業国有化政策を実施したわけであるが、簡易保険の国有化については、その実施について慎重であった。これはひとつには、保険会社から簡易保険部門をどのように形で分離するかという技術的な問題も大きかったようと思われる。労働党は戦前においても簡易保険の国有化を主張していたが、この問題について

の生命保険業全体におけるシェアは急速に低下していくこととなつた。表3は、個人所得と生命保険料支出の推移をみたものであるが、一九五〇年代に個人所得が急速に伸び、その伸びを上回るペースで生命保険料への支出も上昇したことがわかるであろう。そしてその伸びは普通保険部門におけるそれが主体であったことがわかる。簡易保険部門の保険料の全体の保険料に占める割合は、一九五〇年には三八・五%であったのが、一九六〇年には二六・七%にまで低下しているのである。この簡易保険のシェアの低下傾向はその後も続き、一九九四年には一時払生命保険（これはすべて普通保険部門）を除いた保険料収入における簡易保険部門のシェアは一〇・〇%、同じく保険契約高における簡易保険部門のシェアは三・三%にまで低下している。これをさらに一時払生命保険を含めた新規契約のみで簡易保険部門の保険料

表3 個人所得と生命保険料
(単位 100万ポンド カッコ内個人所得比%)

個人所得	生 命 保 険 料			総 計
	普 通 保 険	簡 易 保 険	合 计	
1938 5,076	102.1 (2.02)	71.8 (1.41)	173.9 (3.42)	
1946 8,733	134.5 (1.54)	103.2 (1.18)	237.7 (2.72)	
1947 9,378	158.9 (1.69)	112.4 (1.20)	271.3 (2.96)	
1948 9,915	173.0 (1.74)	119.9 (1.19)	292.9 (2.96)	
1949 10,468	185.8 (1.78)	124.1 (1.16)	309.9 (3.02)	
1950 10,979	203.9 (1.86)	127.6 (1.11)	331.5 (3.06)	
1951 11,949	232.4 (1.95)	133.1 (1.08)	365.5 (3.07)	
1952 12,762	253.6 (2.03)	137.6 (1.06)	391.2 (3.09)	
1953 13,509	274.7 (2.10)	143.1 (1.04)	417.8 (3.14)	
1954 14,289	300.8 (2.13)	148.4 (1.00)	449.2 (3.14)	
1955 15,546	331.0 (2.13)	156.0 (0.98)	521.2 (3.11)	
1956 16,747	357.4 (2.14)	163.8 (0.97)	567.2 (3.12)	
1957 17,659	396.9 (2.25)	170.4 (0.96)	616.3 (3.12)	
1958 18,554	438.3 (2.36)	177.9 (0.95)	664.0 (3.40)	
1959 19,594	478.5 (2.49)	186.0 (0.93)	727.8 (3.45)	
1960 21,099	532.3 (2.52)	195.5 (0.93)		

[出所] Clayton, G. and Osborn, W. T., *Insurance Company Investment*, George Allen & Unwin, 1965, p. 255.

は必ずしも党内コンセンサスが明確ではなく、支持基盤の労働組合においても（保険業関係も含めて）国有化反対論があり、かつ国民の間にもそれを支持する意見が多数となることはなかつたこと等から、一九五〇年を境にその公式見解は変化することとなつた。すなわち、一九五〇年には從来の国有化から簡易保険会社全体を相互組織化する方針（これにより簡易保険会社は保険契約者のものとなると説明された）に変化し、一九五一年にはこの問題についての公式見解は発表されなくなり⁽¹¹⁾。そして、一九五一一年秋の総選挙において、労働党はチャーチルを党首とする保守党政権が続くこととなり、簡易保険の国有化が問題とされることはなくなったのであった。

そして、簡易保険の国有化が問題とされることのなくなった一九五〇年代において、簡易保険

収入におけるシェアをみるとならば一・二%と極めて小さな値となっているのである。⁽¹²⁾

この理由は明確であろう。一九五〇年代にいたりもはや生命保険は葬儀・埋葬費用のための保険ではなくてきたのである。また、規制により保険料の直接訪問徴収を義務づけられている（最長で二ヶ月に一度、保険料は通常少額）簡易保険の高経費体質は、生命保険会社としても魅力に乏しいものとなつていったのである。そして生命保険は死亡リスクに備えるだけではなく、年金の例で明かなように生存リスクに備えるようなものも増えてきたのである。さらにそれは、貯蓄の一形態としてより明確に認識されるようになり、他の金融資産との間の選択肢のひとつとなつたのであつた。そして一九五〇年代における貯蓄率の上昇の過程で、生命保険会社は個人貯蓄のかなりの部分を年金基金とともに吸収しえたのであった。⁽¹³⁾

一九五〇年代においては、債券（国債）価格が下落する場面もあったことから、生命保険会社はインフレヘッジのために株式（普通株）への投資を増加させることとなつた。前半においては配当利回りの高さに着目しての投資姿勢が強かつたが、後半においては株価上昇によるキャピタルゲインを含む收益率が投資尺度として定着することとなつた。

表4 生命保険会社の資産運用(1950-60年)

運用資産 (£m.)	構成比 (%)					
	抵当貸付	英國国債	社債等	優先株	普通株	不動産等
1950	3,370	8.6	34.6	9.8	7.6	11.1
1951	3,590	9.6	31.7	10.4	7.4	11.5
1952	3,809	10.6	30.1	10.8	6.9	12.0
1953	4,087	10.8	29.7	11.3	6.8	12.4
1954	4,437	10.8	28.1	12.2	7.0	13.9
1955	4,823	11.6	25.6	12.5	6.9	15.3
1956	5,207	12.6	23.4	12.9	6.7	15.9
1957	5,580	13.1	21.4	13.7	6.4	16.9
1958	5,999	13.2	20.6	13.7	5.9	18.1
1959	6,554	13.0	19.2	13.9	5.6	20.0
1960	7,156	13.6	18.5	13.7	5.1	21.2

(出所) Clayton, G. and Osborn, W. T., *op. cit.*, p. 254.

イギリスにおいて保険会社は、二〇世紀の初頭においても既に資金規模においては商業銀行に次ぐ機関であったわけであるが、一般的にはイギリスにおける機関投資家の確立期は一九五〇年代であるとされる。⁽¹⁴⁾ 機関投資家のうち投資信託（特にユニット・トラスト）が本格的に発展しはじめるのは一九六〇年代のことであるから、一九五〇年代における機関投資家とは生命保険会社および年金基金ということになる。なお、イギリスにおいては生損保兼営が一般的であるが、損害保険部門の基金規模は生命保険部門のそれにくらべて小さく、その資金の性格は短期であり、長期の機関投資家のカテゴリーとしては通常は分類されない。

一九五〇年代が、イギリスにおける機関投資家の確立期とされるのは、ひとつには株式の個人保有比率が低下した一方で、保険会社および年金基金によるその保有比率が上昇したことによる。一

表4は一九五〇年代における生命保険会社の資産構成をしたものであるが、国債の比率が大きく上昇したことがわかるであろう。これをより詳しくみるとならば、普通株の比率は一九五〇年代後半において大きく上昇している。これはキャピタルゲインを含む收益率が着目されるに至った経緯との関連を思われるものである。イギリスにおいて株価（利回り）革命が出現したのは一九六〇年前後

イギリス生命保険業の発展と個人貯蓄（その2・完）

表5 生命保険会社の資産運用(1965-94年)

運用資産 (£m.)	構成比 (%)					
	英國国債	普通株	不動産	貸出金	短期資産	海外資産
1965	9,237	16.3	28.0	9.6	19.4	5.9
1970	14,017	14.2	31.8	12.1	18.1	6.0
1975	22,315	16.1	28.9	20.7	14.3	4.5
1980	54,068	27.1	29.6	22.9	7.2	4.2
1985	130,122	23.4	33.1	15.5	3.3	10.8 ¹
1990	232,314	13.4	34.9	15.0	3.0	10.8 ¹
1991	276,228	13.2	36.9	11.7	2.9	4.3
1992	327,916	15.5	37.2	9.2	2.5	4.7
1993	433,951	16.7	38.4	7.8	2.0	3.3
1994	404,126	16.1	39.4	8.9	1.9	3.4

注) 1. 海外証券

〔出所〕 1965~80年: *Bank of England Quarterly Bulletin*, vol. 26-4 (Dec. 1986), p. 547 & p. 550.1985~94年: *Central Statistical Office, Financial Statistics*.

H.M.S.O., 各号より作成。

のことであるが、その後、成長株理論や種々の投資理論が登場し、機関投資家の株式投資への選好を強める一因となつた。そして、生命保険会社の資産運用における株式の重要性はますます増大することとなつた。また、イギリスにおける株式の機関投資家による保有割合は今日にいたるまで上昇し続けているわけであり、その大きな部分を占める巨大機関投資家としての生命保険会社の投資戦略はソフィスティケートされたものとなつていったのであった。

四、巨大機関投資家としての生命保険（現状）

一九六〇年代以降、今日まで生命保険会社は高い成長を続けている。そしてイギリスにおける個人貯蓄が論じられる際には、生保・年金といった

長期契約貯蓄の割合が高いことがその特徴とされるようになつたのである。個人貯蓄吸収という面においては、この間、住宅金融組合もイギリスにおける個人持家比率の上昇等を反映して好調を持続したが、一九八〇年代における商業銀行との競争激化、根拠法の改正により銀行への転換が可能となつたこと等により、その業界基盤が一九九〇年代において大きく変化している。具体的には、銀行への転換が相次ぎ、商業銀行との合併のケースが発生したりしているわけである。⁽¹⁵⁾ この一方で、保険会社については合併や相互会社形態から株式会社形態への変更、さらには他業態からの子会社を通じての参入等の動きがある。さらに後述のようにその販売チャネルにおける変化はあるものの、住宅金融組合のような業界基盤の大変動という事態には及んでいないようと思われる。

表5は、一九六五年以降の生命保険の運用資産

およびその資産構成をしたものであるが、その伸びが急速であることがわかるであろう。そして、貸出金の比率が低下する一方で、証券とりわけ普通株の比率が上昇していることがわかる（市況の影響を受け一直線というわけではないものの）。また、一九七九年の為替管理の撤廃以後、海外証券の比重が高まっており、その大部分は普通株（海外）である。これは、当然のことながら外国株を含めた普通株の実質収益率が良好であり、インフレーションが要求される長期の機関投資家としての生命保険会社の投資戦略がそちらへとシフトしたことであろう。

このような生命保険の運用資産量の増大およびその資産構成における普通株の割合の上昇は、当然のことながらイギリスの株式市場における生命保険会社のプレゼンスを高めることとなつた。表6は、イギリスにおける株式保有構造をみたもの

表6 実質株主分布状況(年末)

(単位 %)

	1963	1969	1975	1981	1989	1990	1991	1992	1993	1994
年金基金	6.4	9.0	16.8	26.7	30.6	31.6	31.3	32.4	31.5	27.8
保険会社	10.0	12.2	15.9	20.5	18.6	20.4	20.8	19.5	20.0	21.9
ユニット・トラスト	1.3	2.9	4.1	3.6	5.9	6.1	5.7	6.2	6.6	6.8
銀行	1.3	1.7	0.7	0.3	0.7	0.7	0.2	0.5	0.6	0.4
イバスト・マントラスト	-11.3	10.1	10.5	6.8		1.6	1.5	2.1	2.5	2.0
その他金融機関					1.1	0.7	0.8	0.4	0.6	1.3
個人	54.0	47.4	37.5	28.2	20.6	20.3	19.9	20.4	17.7	20.3
その他個人部門	2.1	2.1	2.3	2.2	2.3	1.9	2.4	1.8	1.6	1.3
公共部門	1.5	2.6	3.6	3.0	2.0	2.0	1.3	1.8	1.3	0.8
事業会社	5.1	5.4	3.0	5.1	3.8	2.8	3.3	1.8	1.5	1.1
海外部門	7.0	6.6	5.6	3.6	12.8	11.8	12.8	13.1	16.3	16.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

〔出所〕Central Statistical Office, *Share Ownership*, H.M.S.O., 1994, p. 8.

であるが、個人の比率が急速に低下する（一九九〇年代においては下げ止まり傾向をみせてはいるものの）一方で、保険会社、年金基金といった機関投資家の比率は大きく上昇している。イギリスの証券市場が、世界で最も機関化の進展している市場であるといわれるのは、このようなことを指しているわけであり、生命保険会社は巨大機関投資家としてイギリス証券市場において大きな位置を占めるようになってきたのである。

このように生命保険が高成長を続けた理由としては、とくに保険型年金部門における税制上の優遇措置の存在が大きい。職域年金への拠出金（雇用者・被用者共）、年金基金の利子収入およびキャピタル・ゲイン等の運用益は非課税の取扱いとされたからであり、個人は例えば株式を直接購入するよりは、職域年金に自主的に追加拠出することによる収益率の方が高くなつたのである。

また、一九八四年三月までの契約分においては、生命保険料の税額控除（現在は年間保険料の一・五%）が認められていることも高成長に貢献したといつてよいであろう。

この他、住宅信用（ローン）に関する税制の変化も生命保険の業容の高成長に寄与した。イギリスにおける住宅ローンは戦後において好調の時期が長く、個人持家比率も一貫して上昇した。これに付随して関連の生命保険も伸びたわけであるが、一九八三年に抵当貸出金利源泉税控除方式（Mortgage Interest Relief At Source・MIRAS）が導入されたのを契機に新たなビジネスが急拡大することとなつた。すなわち抵当貸出金利源泉税控除方式の導入により、従来の住宅ローンの主流であった元利均等返済方式（annuity）が保険金付満期一括償還方式（endowment）にとって代

られた。¹⁶⁾この保険金付満期一括償還方式とは、借り手は住宅ローンの金利のみを支払い、元本については別途契約する養老保険の満期償還金をもつて支払うものであるが、この方式によれば元本金額が同じならば元利均等返済方式よりも税控除金額が多くなることから急速に普及したのであつた。また、一九八〇年代には株式市場が好調であつたことから、住宅ローン関連の養老保険では、ボーナスの期待できる配当金付養老保険（無配当のものより保険料は高くなる）が人気を集めることとなり、これも生命保険の高成長に寄与したのである。

ただこのような状況は、住宅ローンに関連する業界、すなわち住宅金融組合および商業銀行の子会社等を通じる生命保険業務の参入へと結びついた。イギリスにおける住宅ローンは、わざわざることとなつた。生命保険や年金さらには地方公共団体によつても

行われていたが、一九七〇年代までこの市場をほぼ独占してきたのが住宅金融組合であった。一九八〇年代における自由化の過程で、この市場に商業銀行が本格的に参入し、競争が激化し種々のイノベーションが生じることとなつた。この過程で、四大商業銀行は子会社設立等の形態で生命保険市場へと参入したのであつた。

具体的には、バークレイズ銀行は、一九七四年に、それまで資本参加していた保険会社を一〇〇%子会社とした（バークレイズ・ライフ）。また、ロイズ銀行は一九八二年から子会社ブラック・ホース・ライフを所有していたが、一九八八年に新会社アビー・ライフを設立し、傘下にアビー・ライフ（ブローカー中心）、ブラック・ホース・ライフ（ロイズ銀行中心の専属仲介者）を収めた。ミッドランド銀行は一九八七年に、コマーシャル・ユニオンとの合併でミッドランド・ライフを行つてゐる。

以上のような、商業銀行および住宅金融組合の保険業務への進出は、イギリスにおいてはバンカ・シユアランスと呼ばれているが、このバンカ・シユアランスにおいては住宅ローン関連の養老保険および貯蓄性の高いユニット・リンク保険（ユニット・トラスト型変額生命保険・保険料の九割程度

がユニット・トラストに投資され、一割が少額の養老保険に投資される）の取扱い割合が高い模様である。バンカ・シユアランスについては、保険商品関連のノウハウの蓄積、スペシャリストの欠如がネックとなつているとの評価があるが、一九九〇年代においては、その店舗網を生かして貯蓄型商品を中心にしてのシェアを着実に伸ばしており、今後そのシェアをさらに伸ばす可能性も考えられている。

この生命保険商品の販売チャネルは、一九八六年金融サービス法の施行以後、それまで多様な仲介形態であったのが、専属仲介者（保険会社の営業職員、専属エージェント、バンカ・シユアランス、不動産業者等）および独立仲介者（保険ブローカー、会計士、弁護士等）に二極化されることとなつた。このうち後者には、顧客に最適な生命保険を推奨することが求められていた（ベスト・ア

設立した。そして、一九九三年には、ナショナル・ウェストミンスター銀行が、中堅生保のクリアリカル・メディカルとの合併でナットウェスト・ライフを設立した。⁽¹⁷⁾

一方、住宅金融組合の側でも、一九八六年住宅金融組合法により保険業務を含む新規業務が認可されて以来、子会社や保険会社とのジョイントベンチャー等の形態で生命保険業務に進出する例が出てきている。また、ほとんどの住宅金融組合において保険会社と専属契約を結び、保険商品販売を行つてゐる。

ところで、イギリスにおいては一九八〇年代後半以降、新たな貯蓄（投資）優遇税制が登場している。そのひとつは、一九八七年に導入された個人投資計画（P.E.P.）であり、これは年間一定額までの株式投資（投資信託および社債への投資も可）につき、配当・キャピタルゲインとともに非課税とする制度であるが、その制度の拡充とともに人気を集めようになつてきている。⁽¹⁸⁾もうひとつは、一九九一年に導入された特別非課税貯蓄口座（T.E.S.S.A.）であり、これは銀行ないし住宅金融

組合において九千ポンドまでの貯蓄（期間五年超）について受取利子について非課税とするものである。

イギリスにおける生命保険の特徴のひとつは、

貯蓄性の高い商品の比率が高いことである。表7は、新規の個人生命保険料収入の推移をみたものであるが、新規分のみの統計であるから当然であるという面はあるといえ、一時払保険の比率がそしてそのなかでも変額（リンク）保険の比率が高く、それが一九九〇年代の前半において大きく伸びたことがわかるであろう。このことは、保険料収入が他の貯蓄商品との競合性が強いということにつながることとなる。そしてそうしたなかでも生命保険が個人貯蓄を比較的順調に吸収し続けてきたことがわかる。なお、一九九四年の生命保険料収入の減少要因のひとつは、PEPとりわけそこにおける投資信託の好調の影響を受けた

表7 保険料収入（個人新規契約分）

（単位 100万ポンド）

	1990	1991	1992	1993	1994
保険料収入	5,917	7,712	9,455	11,693	10,881
普通保険部門	5,685	7,480	9,228	11,541	10,752
平準払 一時払	1,696 3,989	1,713 5,767	1,669 7,558	1,509 10,032	1,359 9,393
簡易保険部門	232	232	228	152	129
・変額平準払	710	665	656	644	594
・その他平準払	1,218	1,280	1,240	1,017	894
・変額一時払	2,200	2,323	2,849	6,588	6,624
・その他一時払	1,788	3,444	6,588	3,443	2,769

〔出所〕 Association of British Insurers, *Insurance Review Statistics 1990-1994*, p. 16.

ものといわれている。いずれにせよ、イギリスの個人貯蓄は一九九〇年代に入り、非課税選好ともいうものが強まっている。その意味で今後も生命保険は、その他の個人貯蓄吸収主体と同様に利子・配当税制およびキャピタルゲイン課税等の金融商品関連の税制の影響を大きく受けることとなる。

五、おわりに

以上、イギリスにおける生命保険業の発展過程を分析したわけであるが、それが個人貯蓄を順調に吸収し続けてきたことがわかる。ただし、この生命保険業界の資金吸収に一九九四年以降、翳りがみられるようになってきている。その事態は個人年金に関連して発生している。イギリスの公的年金は基礎年金と所得比例年金の二階建となつて

いるが、国の給付と同程度以上の給付を行う職域年金については国の制度の適用除外となり、国に代わって二階部分の給付を行っている。一九八六年社会保障法は、この適用除外制度を個人年金にも拡げ、この業務を生命保険会社の他、銀行、住宅金融組合、ユニット・トラストにも認めた。適用除外個人年金は一九八八年七月以降、取扱いが開始されたが、その圧倒的な部分を生命保険会社が吸収した。これには国の所得比例年金からだけでなく、職域年金からの移動も可能である。しかし、通常職域年金は給付建の制度であり、その給付の基礎は退職時の給与（最終給与）である等、手厚い制度となっている。これにたいして個人年金は拠出（掛け金）建の制度（雇用者側の拠出は職域年金より少ない場合が多い）であり、運用の成果次第とはいうものの、通常は職域年金より不利な制度となる。

しかしながら、生命保険会社（エージェントを含む）は、このことを顧客に十分に説明せずに個人年金を販売したために、年金受給額が減少するケースが問題となり、これにたいする損失補填が問題となつた。対象者は五〇万人とも百万人ともいわれており、その金額は最高四〇億ポンドにものぼると推測されてゐる。これは生命保険会社の経営に大きな影響を与えることになるが、問題はそれだけにとどまらない。この結果、個人年金販売は大きく減少したばかりでなく、その他の生命保険も伸び悩みの傾向をみせてゐるのである。また、最近のバンカショアランスの好調な伸びも、これと無縁とはいえないものであり、生命保険会社が個人年金の不当販売により失った名譽をどのように回復させるかが今後注目される。

最後に欧州統合の影響について若干述べる。ならば、一九七九年の生命保険第一次指令による生損

保の兼當禁止方針を受けて、一九八一年保険会社法は生損保の兼當を禁止した。しかし、それ以前に兼當を行つてゐた会社等については例外とされたため、この規定は大きな影響をもたらさなかつた。また、一九九〇年の第一次指令、一九九二年の第二次指令（单一免許制、母国監督主義、保険料率等の事前認可の廃止等を規定）についても、イギリスの生命保険会社に大きな影響はもたらしてはいない。生命保険は、同じ保険でも損害保険に比べて国内業者のシェアが高く、その構造が急激に変わる兆しは今のところみられてはいない。しかしながら、将来において合併・買収等を通じて市場構造が急激に変化する」とがないとはいえて、その点の注視が必要であらう。

- (註)
(10) *Social Insurance and Allied Services* (Beveridge Report: Cmnd. 6404), H. M. S. O., 1942.

イギリス生命保険業の発展と個人貯蓄（その2・完）

- (11) Garnett, R. G., *A Century of Co-operative Insurance*, George Allen and Unwin, 1968, pp. 232-286.
(12) Association of British Insurers, *Insurance Review Statistics 1990-1994*, p. 16.
(13) 一九五〇年代のイギリスにおける貯蓄率の推移、個人貯蓄の機関別吸収動向（分析は預金取扱金融機関中心）等について詳しくは、拙著『リーテイル・バンкиング—イギリスの経験』（時潮社、一九九四年）第II章を参照されたい。
(14) 代田純『ロンドンの機関投資家と証券市場』（法律文化社、一九九五年）第3章。
(15) 一九八〇年代以降の住宅金融組合等の貯蓄金融機関の動向等について詳しくは、拙稿「イギリスの貯蓄金融機関」（相沢幸悦・平川本雄編著『世界の貯蓄金融機関』）日本評論社、一九九六年、第3章）を参照されたい。
(16) 借り手が三〇歳で、元本が三万ポンドの住宅ローン（期間一五年、金利二二%）のケースを例にすると、元利均等返済方式の場合の年間保険料は七二・一ポンドであるのに対し、保険金付満期一括償還方式の場合では、無配当型の場合で七五〇ポンド、配当金付型の場合では一四四〇ポンドとなる。（Diacon, S. R. and R. L. Carter, *Success in Insurance* (3rd ed.), John Murray, 1992, pp. 131-133)
(17) 牛越博文「英國生保の最近の動向」（『生命保険総覧』第六卷第五号、一九九三年五月）一一六～一七頁。